

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十四号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に

関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十八号までを
一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。